

平成29年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年3月21日（火） 午前10時00分～午前11時23分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

市民生活部長 神野 浩一 こども部長 大西 和也

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 コミュニティ推進課長 加藤 久隆

生涯学習課長 小森 勝 保育・幼稚園課長 大西 真裕

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第10号 平成29年度めざす守口の教育（案）について

【説明要旨】

○事務局 それでは、平成29年度「めざす守口の教育（案）」につきましては、先の2月教育委員会定例会にて御協議いただいたところではございますが、本日改めて主な変更点等を説明させていただき、御審議の上、御決定賜りたく存じます。

私からは、学校教育にかかる変更及び新規挿入部分を中心に御説明いたします。

2ページは表紙、3ページは目次として全体の項目を示しております。続いて4ページでは「めざす守口の教育」の概要として教育理念、基本方針、重点項目を示しております。

教育理念、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育として社会教育関係部局と

連携して推進していくことを示しております。

学校園においては、学校間連携を軸とする中学校区教育を、家庭、地域においては、育ちを支える教育コミュニティづくりにかかる取り組みを進めるため、五つの基本方針と14の重点項目を掲げております。

5ページには、教育理念の下、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。なお、学校、家庭、地域がつながる小中一貫教育の説明文の2行目、中学校区で義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げの箇所に「義務教育学校」を追加しております。

6ページには、平成29年度教育委員会の主要施策について連携・協働・信頼の三つの視点と主要施策に分けて記載しております。連携・協働・信頼では、これまでの考え方に変更はありません。連携の視点の一つ目の「機構改革に伴い」と「さらに」を削除、信頼の視点の一つ目次年度の後に「以降」を追加、二つ目の「教育委員会教育センターの」を削除しております。次に主要施策では、一つ目の「新しい学校づくりと安全・安心な学校施設整備の推進」の3行目、「学校施設整備を目指した計画策定に努めます」から「教育環境の改善に努めます」に変更、二つ目も「小中一貫教育の推進と義務教育学校の設置」から「義務教育学校を推進役とした小中一貫教育の更なる充実」へと内容も含め変更をしております。

また、三つ目の学力向上の取り組みの推進に現在、新たな事業として予算計上をしております民間活力を活用した土曜日学習を追加しております。

なお、実施については、研究指定校2校による試行実施を予定しております。そして五つ目の「中学校給食の実施」を削除し、「学習指導要領の改訂に向けた取り組みの推進」へと変更しております。

7ページからは、学校教育における基本方針に沿い重点項目の具現化のための具体的な取り組みを示しております。学校園が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取り組みを進められるよう基本方針、重点項目そして具体的な取り組みと構成しております。

基本的な考え方に大きな変更点はございませんが、今年度の取り組みを検証し、継続して取り組んでいく内容、また新たに取り組むべき内容を示しております。

全ての教育活動においては中学校内の学校間連携を一層強化し、中学校区での一貫教育

が推進できるよう指導方法など、研究実践にさらに取り組んでいくことが主な柱となっております。

それでは7ページ以降の基本方針、重点項目、具体的な取り組み等、主な変更点を中心に説明させていただくところではございますけれども、2月に説明したところと大きく変更はございませんので、何か御質問等ございましたらよろしく申し上げます。

その上でよろしく御決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

【審議状況】

○委員 教育理念ですが、郷土を誇りに思い、夢と志をもって国際化社会で主体的に行動する人の育成、これはいつごろからこの理念としておりますか。

○事務局 正確な年月はいいかげんなことを申せませんので言えませんけれども、平成18年、19年、このあたりで決まったのかと記憶しておりますが、また正確なことにつきましてはお伝えしたいと思います。

○委員 学習指導要領が大体10年ごとぐらいに変更というか修正されるということで、世の中の状況の変化であるとか、そういうものを受けて大きく変わっていく部分があるとしたら、それに対応して変えていかななくてはいけないという面もあろうかと思う一面、教育理念というようなものは、そうそうころころかわるというよりは、むしろ粛々ときちんとした底辺を流れるものとして、一定不変のものがあるといいわけでございますし、不易と流行の両方がきちんと取り入れられさえすれば、大きく揺らぐことなく継続されていくというのは自然な姿であると思っておりますし、必要な折に必要なに応じて修正を加えていくと。

大筋では基本的それほどゆれがないというのがあるべき姿かと思っておりますので、適宜必要に応じて今後も検討を重ねていくという姿勢を持つということで、対応いただければいいというふうに思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第11号 守口市文化財保護審議会への諮問について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第11号、「守口市文化財保護審議会への諮問につきまして」御説明申し上げます。

本市におきましては、文化財が市の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのでき

ないものであり、かつ将来の文化の向上、発展の基礎をなすものでありますことから市域に所在する文化財のうち、重要なものを市指定文化財に指定し、その保存及び活用に努めております。

指定に関しましては、現在国の基準を参考としておりますが、市の独自性及び調査審議の効率化を図る観点から、市指定文化財指定基準を定めることに関し、守口市文化財保護条例第32条の規定に基づき守口市文化財保護審議会に諮問しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 守口市の指定文化財の指定基準を決めようということですけど、なぜ今のこの時期にされるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○事務局 国の基準を参考に文化財の指定を行ってまいりましたけれども、守口市の文化、歴史にあった基準をつくらせていただくことにより、重要である文化財をさらに指定させていただきまして、次世代に継承するため、文化財の保護、保存、活用に努めてまいりたいと考えておりまして、つくらせていただきました。

○委員 ほかには他市の現状とといいますか、その辺はどうなっていますか。

○事務局 近隣の北河内6市を調査させていただきましたところ、ただいまのところ、寝屋川市だけでございます。

○委員 守口市独特の、守口市の実態に合った、そういったものをしっかりつくっていただいて、古い文化財とかある市ではないので、その辺も含めてよく検討してしていただきたいというふうに思います

○委員 文化財の指定をするということになると、国の文化財指定とか、あるいは大阪府の指定とかございますよね。それと重ならないようにはなさるんだろうなとは思いますが、その辺の調整というのはありますか。

例えば今度から守口でまたされるということになったら、市外といたら変ですけど、国で指定されるとこんなこと、府で指定されるとこんなこと、守口で指定されるとこんなことみたいな、そういう違いとか。あるいはそれにかかわって特別に何か措置が講じられるとか、そういう違いというのはあるんですか、どうですか。

○事務局 国、府、市それぞれ指定文化財ございます。それにつきまして、市のほうでもそれぞれ分かれておって、国の重要文化財が2件、府の指定の有形文化財が4件、府の指定天然記念物が2件、市の有形文化財が7件、市の無形民俗文化財が1件となっております。

その中で文化財の中でも特に国として保存していくべき重要なものについて国の指定を受けるものでございまして、その中で貴重なものの中でも市として指定していったら、市の歴史文化を活用していくためのものについて、市の指定文化財として指定してまいるところでございます。

○委員 例えば、これは市レベルのものから、あるいは府レベルかな、あるいは国レベルかなみたいなものが、お互いに相談し合って決められるのかどうか、それぞれ個別に市で指定してきたけれども、これはやっぱり国レベルということになれば、国の指定にかえるとか、そんなようなことって現実あるものなのかどうかというのがちょっと気になったもので、お互いの情報交換といいますか、そのあたりの調整というのはどこでいたしますか。

○事務局 市で指定しておる文化財につきましても、それが国としても重要なものであれば、国の重要文化財に上げることも可能でございます。それにつきましては、府、国の基準と照らし合わせまして、こちらのほうで推薦というか意見書を書かせていただいて、指定のほうをやっていきたいと思っております。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第12号 守口市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第12号、守口市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則案について御説明申し上げます。

本市におきましては、社会教育の指導層の充実を図るため、守口市社会教育指導員に関する規則に基づき、社会教育指導員を設置し、同規則第3条において定数を2名と定めております。また、同規則第2条におきまして、社会教育指導員の職務を規定し、社会教育関係団体の育成に関することを職務の一つとしております。

社会教育関係団体につきましては、各団体とも設立から相当年数が経過しており、これまでの指導員による指導、助言により、ある一定自主性、自立性が確保されたものと考えております。

そのことから、今般、さらなる市民協働の推進を図る観点から、社会教育指導員の社会教育関係団体へのかかわり方を見直したことから、指導員の定数を2名から1名に改めるため、守口市社会教育指導員に関する規則の一部を改正しようとするものです。

なお、施行日につきましては平成29年4月1日からの施行でございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員　　今は二人いらっしゃるということなんですね。その勤務は第7条に週24時間程度勤務するものとする、こう定められておりますが、お二人がそれぞれ24時間ずつ勤務されているということでしょうか。

○事務局　　社会教育指導員2名につきましては、週24時間程度と規則上はなっております、それぞれが週24時間勤務となっております。

○委員　　この4月から一人になるということですが、本当に率直な質問ですが、それでやっていけるのかどうかですね、少し気になります。

○事務局　　今回、定員のほうを2名から1名に改めるということでございますけれども、今後につきましても各団体への働きかけを継続しまして、行っていくとともに、さらなる市民協働の観点から1名にしまして推進していきたいと思っております。また、この1名に変更するに当たりまして、社会教育関係団体とも話をさせていただきました。その中でそれぞれの団体、これでもうやっていけますという御回答もいただいておりますので、我々といたしましても1名でいけるものと考えております。

○委員　　関連で。社会教育関係団体というのは今、幾つありましたかね。

○事務局　　社会教育関係団体につきましては、現状生涯学習課が所管をしております、守口市PTA協議会、守口市総合美術協会、守口市婦人団体連合協議会、守口市文化協会、守口市文化財研究会、守口市無形民俗文化財寺方町提灯踊り保存会の計6団体と、スポーツ・青少年課が主管しております守口市体育連盟、守口市青少年団体協議会、大阪府青少年カウンセラー守口協議会、守口市スポーツ少年団の計4団体、合計10団体でございます。

す。

○委員 社会教育関係団体ですね、ずっと今までの経過からいって、自立を促していかないかん、各団体の。ということ踏まえれば、社会教育指導員の働き方といいますか、やり方というのは見直していかないかんと思はうんですけれども、その辺はどうですか。

○事務局 各団体それぞれ自立していただくというのが本来だと思っております。そのためにも適切な指導、これは指導員だけではなく、それぞれ所管課におきましても適切な助言等行いまして、自立に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第13号 守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第13号、守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案につきまして御説明申し上げます。

同規則は、教育委員会の公印及び学校等の公印の管理、ひな形、書体、寸法などの様式を定める規則でございます。今回同規則に定める公印につきましては、使用実態がないものの、規定を削除する必要があることから改正しようとするものでございます。改正内容でございますが、別表第1及び、別表第2を御参照いただきますようお願いいたします。

別表第1では、名称、学校之印、ひな形、2の項及び名称、学園之印、ひな形2の項並びに名称、幼稚園長之印の項を削除しようとするものでございます。

次の別表2では見出し、教育委員会之印のひな型3を削除し、見出し、教育委員長之印を教育委員会教育長之印に改め、見出し、学校之印ひな形2及び見出し、学園之印ひな形2、並びに幼稚園長之印ひな形1を削除しようとするものでございます。

なお、附則におきまして施行日を公布の日からとしようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【審議状況】

原案通り可決。

○ 審議内容

議案第 1 4 号 教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則案

議案第 1 5 号 守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第 1 4 号、教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則案、及び議案第 1 5 号、守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案につきまして、一括して御説明申し上げます。

両規則規程の改正につきましては、市の組織における管理監督職の機能強化を図るため、次長級の職階の創設を行おうとすることから所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第 1 4 号、教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則案でございます。改正内容でございますが、教育長に対する事務委任規則の第 2 条第 1 7 号では部長の後に次長の職を加え、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第 3 条第 4 項では、次長の職の設置を、第 4 条第 2 項の次に第 3 項及び第 4 項を加え、次長の職務を規定するとともに文言の整理を行うものでございます。

次に、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 項及び第 4 項の条文にそれぞれ次長の職の文言を加えようとするものでございます。

続きまして、議案第 1 5 号、守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規定案でございますが、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部改正により、教育委員会事務局の職として次長を置くことから所要の規定整備を図るための改正でございます。

第 2 条第 6 号の次に、次長の職を規定し同条第 2 項及び第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 号及び第 3 号、第 4 号の各条文につきまして次長の職を置くことによる規定整備でございます。

なお、附則におきまして両規則、規程の施行日を平成 2 9 年 4 月 1 日としようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

原案通り可決。